

令和6年2月22日

都道府県柔道整復師会会长 様
〃 保険部長 様

公益社団法人日本柔道整復師会
保険部長 山崎邦生

「柔道整復師の施術に関する療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正について等の
送付について

平素より弊会の運営等ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年2月21日付で「柔道整復師の施術に関する療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」が一部改正され、それに伴い「柔道整復師の施術に係る療養費について」が一部改正されたこと、また、この一部改正を受け保険局医療課から「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」事務連絡が発出された旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の一部改正は、柔道整復師実務経験期間を「令和6年度以降3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）」とするというものです。

なお、今回の疑義解釈資料については、令和6年3月31日が閉序日となることから、その取扱い等を示したものですので、ご確認いただきますようお願ひいたします。

保 発 0221 第 2 号
令 和 6 年 2 月 21 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付け保発0116第2号)について、その一部を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。

(別添)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付け保発0116第2号)

別紙1

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について（施術管理者の要件に係る取扱）	柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について（施術管理者の要件に係る取扱）
1 (略)	1 (略)
2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとすること。 (1)～(2) (略) (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、 <u>3年以上</u> （うち、保険医療機関で従事した期間は <u>2年まで</u> ）とすること。	2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとすること。 (1)～(2) (略) (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、 <u>二年以上</u> （うち、保険医療機関で従事した期間は <u>一年まで</u> ）とすること。
(4) 略	(4) 略
3～9 (略)	3～9 (略)

保発0221第3号

令和6年2月21日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長

（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）について、その一部を下記のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）の一部を次のように改正する。

○別添1別紙を次の表のよう改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
別添1別紙	別添1別紙
第1章 総則	第1章 総則
1～4 (略) 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>3年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)</u> 柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。	1～4 (略) 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>三年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u>
6～7 (略)	<u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、その実施状況を踏まえつつ、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</u>

○別添2を次の表のよう改訂する。

(傍線部分が改訂部分)

改正後	改正前
別添2 受領委任の取扱規程	別添2 受領委任の取扱規程
第1章 総則	第1章 総則
1～4 (略)	1～4 (略)
5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u>	5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、 <u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u> <u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで）とし、その実施状況を踏まえつつ、令和6年度以降は三年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで）とするものであること。</u>
6～7 (略)	6～7 (略)

【柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件関係】

【実務経験期間】

(問1)

受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る実務経験期間の証明については、令和5年度は2年以上、令和6年度より原則3年以上と段階的に引き上げられているところ。

また、受領委任の取扱いの開始日は、地方厚生（支）局又は都府県事務所が届け出または申し出を受理した日を原則としている。

仮に令和6年3月31日に実務経験期間が2年となる柔道整復師の場合、当該日が日曜日のため、実務経験期間の証明を2年以上として、3月中に届け出または申し出することができないが、届け出または申し出による実務経験期間の証明をどのように取扱うのか。

(答)

令和6年4月1日以降に受理した受領委任の届け出または申し出は、原則どおり3年以上の実務経験期間の証明が必要となる。

ただし、令和6年3月31日は閉庁日であるため、同日付で地方厚生（支）局又は都府県事務所へ実務経験期間の証明を2年以上（令和6年3月31日に実務経験が2年となる柔道整復師を含む）とした受領委任の届け出または申し出を行う場合については、平成23年3月3日付事務連絡「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）」の問24の答のとおり、事前に地方厚生（支）局又は都府県事務所に休日等に開始したい旨の届け出または申し出があり（様式第1号、2号、2号の2及び選任届を提出。その際、様式第2号の備考欄に「令和6年3月31日開設希望」と希望日を付記する。）、令和6年4月1日に改めて手続きが行われた場合には2年の実務経験期間の証明とし、令和6年3月31日を受領委任の開始日として差し支えない。

(問24) 曜日や休日から受領委任の取扱いを開始できないか。

(答) 受領委任の取扱いの開始日は、地方厚生（支）局又は都府県事務所が受理した日を原則としているが、土・日曜日又は休日（以下「休日等」という。）に開始を希望する施術所もあることから、地方厚生（支）局又は都府県事務所に事前に休日等に開始したい旨の申し出（様式第1号、2号、2号の2及び選任届を提出。その際、様式第2号の備考欄に「〇月〇日開設希望」と希望日を付記することとする。）があり、当該休日等明けの翌開院日に改めて手続きが行われた場合には、希望のあった当該休日等を受領委任の開始日として差し支えない。

(問25) 保健所によっては、施術所の所在地変更（移転を伴わない場合を除く。）を変更届けで取り扱うところがあるが、その場合、受領委任の取扱いは様式第4号での変更手続きのみでよいか。

(答) 所在地変更の場合は、廃止、新設の手続きが必要となる。

なお、地番の変更等移転を伴わない場合は、様式第4号での変更手続きで差し支えない。

【領収証・明細書関係】

(問26) 領収証及び明細書の様式は、厚生労働省保険局医療課長通知で示されたものと同じ様式でなければならないか。

(答) 通知で示した様式は標準様式であり、同等の内容が示された様式であれば差し支えない。

(問27) 領収証の押印は必要か。

(答) 施術管理者又は開設者等の施術所の責任を負う者の記名、押印が必要である。